令和８年２月 27 日

「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和８年３月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の運用に係る特例措置について

国は、令和７年度に実施した公共事業労務費調査及び設計委託等給与実態調査に基づき、「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和８年３月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました

また、国では、技能技術者への適切な賃金水準が確保されるよう、令和８年３月１日以降に契約を締結する工事のうち、「令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を用いて予定価格を積算した工事において、請負者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定めており、各自治体においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

千代田区においては、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたのでお知らせします。

請負者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、新労務単価等の上昇を踏まえた賃金水準の引上げや法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約の締結等、適正な価格による契約の推進、適正な工期設定に伴う必要経費の確保を、より一層徹底いただくようお願いします。

問合せ　千代田区政策経営部契約課
（電話）03-5211-4156

別紙

1　特例措置の内容

２に該当する工事の請負者は、工事請負契約書第 58 条等の規定により「令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額変更の協議を、また、２(1)に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の請負者は、設計・測量委託契約約款第 28 条又は委託契約約款第 26 条の規定により、「令和７年３月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「令和８年３月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、区に対し請求することができる。

2　具体的な取扱い

(1) 令和８年３月１日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

変更後の契約金額　＝　Ｐ新　×　ｋ

この式において、Ｐ新及びｋは、それぞれ次を表すものとする。

Ｐ新　：　新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

ｋ　　：　当初契約の落札率

(2) 令和８年２月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、同年３月１日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第６項(インフレスライド条項)の運用について（暫定版)」の内容を準用する。

(3) 令和８年２月 28 日以前に契約を締結した設計等委託

対象外とする。

3　請求期限

２(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が令和７年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（千代田区の休日を定める条例（平成元年条例第１号）第１条第１項に規定する日を除く。）までを原則とし、

それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から２か月以内とする。

新労務単価等の運用に係る特例措置の手続きフロー
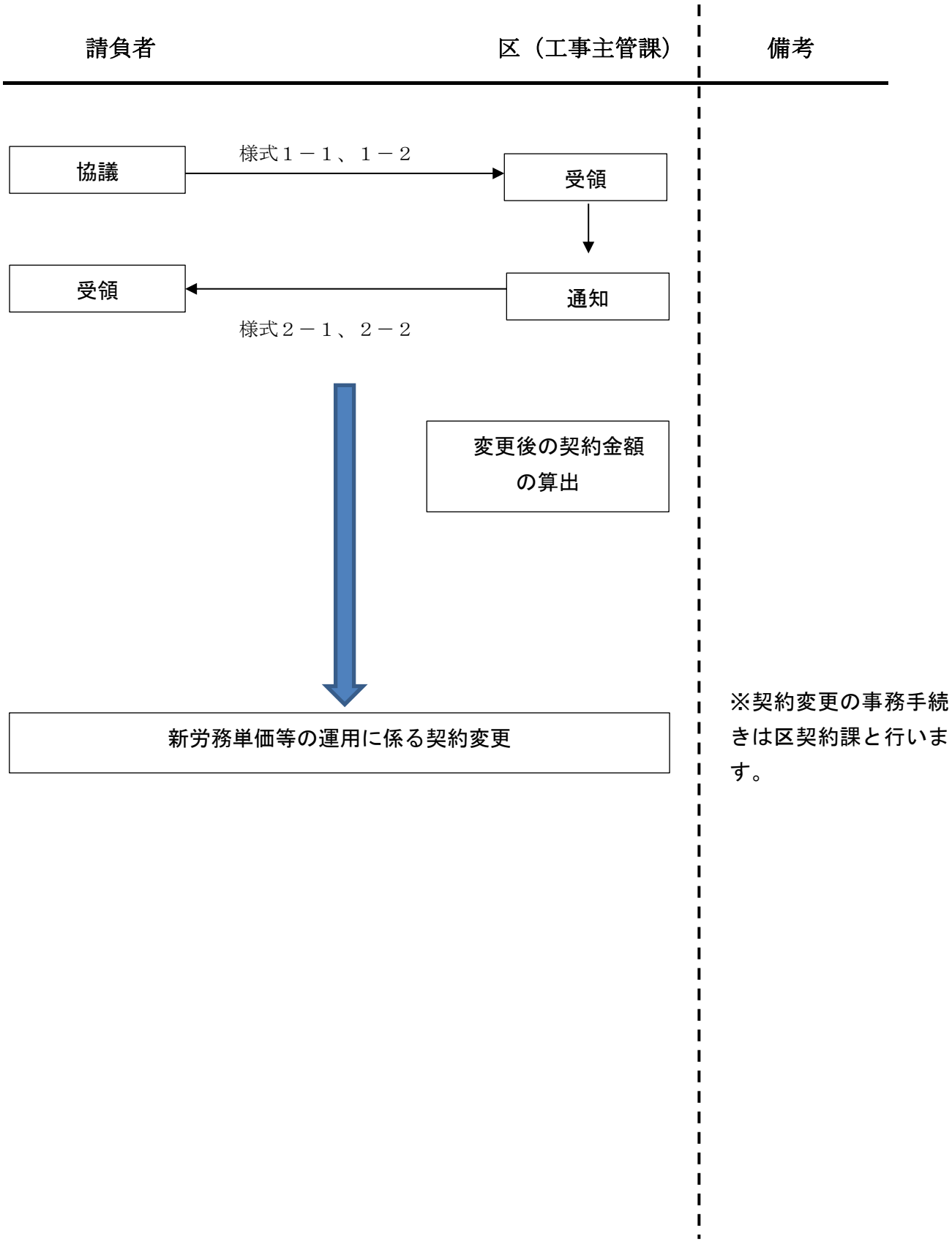
～請求から契約変更手続きまでの基本的な流れ～